平成２２年（フ）第２６号
兵庫県洲本市新村18番地20
破産者　的場やす子
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第２９０号
和歌山市和歌川町９番20号
破産者　柳瀬　貴治
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第９１号
和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台13番17号
破産者　岡野　律子（旧姓赤松）
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第９２０号
最後の住所福岡県大野城市横峰２丁目11番32号　グランメゾン横峰Ａ―103号
破産者　亡西光夫相続財産
1　決定年月日　平成23年５月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４号
山口県宇部市恩田町１丁目２番７号
破産者　株式会社ムロヅミ
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第８号
福岡県田川市大字糒1808番地
破産者　東洋新建材株式会社
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所田川支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２９５号
福島市飯坂町平野字飯塚10番地の１
破産者　齋藤　浩司
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１５２３号
横浜市港南区笹下６丁目10番２号
破産者　荒川　鉄男
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０号
神奈川県南足柄市和田河原340番地４
破産者　小島　義雄
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５８５号
静岡市葵区瀬名１丁目28番20号
破産者　鈴木　誠人
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３０号
福岡県行橋市西泉１丁目４番53号
破産者　山根　　浩
1　決定年月日　平成23年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第８９７号
札幌市中央区南６条西８丁目８番地23　ドミローレル第11―501号
破産者　守屋　雅夫
1　破産債権の届出期間　平成23年６月６日まで
2　一般調査期日　平成23年７月４日午後１時30分
平成23年５月９日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０３号
山形県天童市本町１丁目４番24号　２階、開始決定時の住所山形市大字大森1041番地
破産者　高橋　政夫
1　破産債権の届出期間　平成23年６月６日まで
2　一般調査期日　平成23年７月14日午後２時10分
平成23年５月９日　　山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８６４１号
大阪府東大阪市今米２丁目２番34号
破産者　有限会社新協製作所
1　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
2　一般調査期日　平成23年７月21日午後３時30分
平成23年５月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３１３号
京都市南区久世築山町24番１
破産者　水都住宅販売株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年６月24日まで
2　一般調査期日　平成23年７月15日午後２時
平成23年５月９日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２２年（フ）第７１号
山口県岩国市平田６丁目56番６―206号
破産者　麻生　恵子
1　破産債権の届出期間　平成23年６月14日まで
2　一般調査期間　平成23年７月11日から平成23年７月15日まで
平成23年５月９日　山口地方裁判所岩国支部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第１００４号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目２番１号
破産者　株式会社ドリーム・ワン
1　期日　平成23年５月30日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年５月６日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第３０３号
山口県宇部市大字東岐波5490番地１
破産者　株式会社壮美工業
異議申述期間　平成23年６月13日まで
平成23年５月９日　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第８２号
山口県岩国市保津町２丁目４番67号
破産者　木本　和正
異議申述期間　平成23年６月20日まで
平成23年５月９日　山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第２２５２号
福岡県糟屋郡粕屋町花ケ浦１丁目２番１―805号　パティオ福岡東Ｅ棟
破産者　南　　博則
異議申述期間　平成23年７月４日まで
平成23年５月２日
福岡地方裁判所第４民事部